

# 博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 工藤光一



学位申請者

清水 祐美子

論 文 名

19世紀フランスにおける民謡収集と地域意識の形成—地域と国家との間で

## 【博士論文審査及び最終試験の結果】

審査委員会は、工藤光一を主査とし、本学の相馬保夫教授、篠原琢教授、学外の中野隆生教授（学習院大学）、原聖教授（女子美術大学）を副査として、清水祐美子氏から提出された学位請求論文「19世紀フランスにおける民謡収集と地域意識の形成—地域と国家との間で」の審査と最終試験を2013年7月22日に行い、全員一致で学位申請者である清水祐美子氏に博士（学術）の学位を授与することがふさわしいと判断した。

## 【論文の概要】

以下、目次を示した後に、章を追って概要を述べることとする。

### はじめに

第1章 摺らぐ「民謡」概念—文化政策としての全国民謡収集の意図

第2章 公教育省歴史研究委員会と未刊行史料集成事業

第3章 民謡収集とアイデンティティの形成—フランス・フランドル地方の研究者たちに見る

第4章 農村民衆の習俗と地域的固有性—フランス語圏の諸地域での民謡収集

### むすびに

「はじめに」では、七月王政以来、歴代のフランス政府が、歴史的建造物保存体制の構築と並行して、建造物以外の文化遺産、すなわち碑文・証書等の文字史料、自然科学分野の研究成果、民謡などの多岐にわたる分野で史料収集を行い、「未刊行史料集成」として刊行する事業を推進していったことが指摘される。しかし、文化遺産保存に関する歴史学的考察は、芸術作品や歴史的建造物の保存を主たる対象として進められてきたのであり、史料収集という側面は考慮の埒外に置かれてきたことが確認される。こうした未刊行史料集成事業の中でも、本論文は、第二帝政期に実施された全国民謡調査—指揮を執った公教育大臣フォルトゥールの名に因んで、フォルトゥール調査と呼ばれる一に研究対象を絞っている。清水氏は、民謡収集と国民国家との関係をめぐっての議論、19世紀フランスの民謡収集に関する研究史、フォルトゥール調査に関する研究史、文化政策を中心見た19世紀フランスにおける地域と国家との関係についての研究史のそれぞれについて、先行研究の批判的検討を踏まえたうえで、①第二帝政期の政府が文化遺産保存政策の一環としてどのような意図で民謡収集を実施したのか、②フォルトゥール調査に協力した全国各地の研究者らが中央で調査を主導した公教育省歴史研究委員会（以下、歴史研究委員会）とい

かなる関係を取り結んだか、③政府主導の民謡収集に協力した地方在住の研究者らの地域意識の形成過程において民謡収集はいかなる役割を果たしたかという問題が設定される。こうした問題設定のゆえに、本論文では、フォルトゥール調査で収集された民謡そのものを分析するのではなく、調査を主導した中央の歴史研究委員会と地方委員・通信委員、あるいは大学区長・初等視学官・小学校教師などとのやり取りの様子を伝える書簡類を主たる史料とするという従来にないアプローチを探ることが説明される。

第1章では、まずフォルトゥール調査が始まったときには、肝心の「民謡 chant populaire または poésie populaire」の概念について共通理解が確立されておらず、「民謡」の概念に「搖らぎ」があったことが考察される。「民謡」収集を命じる大統領令が出された直後の官報が、この事業への協力を広く募ったところ、時事的内容の自作歌や流行歌が公教育大臣のもとへ数多く届けられ、歴史委員会が自明と考えていた「民謡」=古謡という図式は、一般的の間では必ずしも通用していなかったことが明らかにされる。歴史委員会内でも、その議事録によると、叙事詩等の中世の諸作品を「民謡」と見なす考え方と口承の収集にこそ重点を置くべきだという考え方対立した。議論の末、1853年に民謡収集の指針をまとめた手引書が作成されたが、そこでは「民謡」とは、19世紀以前に制作された歌で、「作者不詳で自然発生的な歌、もしくは民衆向けに作られ民衆の間に定着した歌」と定義された。中世の武勲詩や吟遊詩人の作品は、原則として扱わないことに決まったが、ただし武勲詩等が原初の状態のままで新たに発見され、民衆を起源とすることが確認できる場合に限り受け入れるとされ、中世重視派と口承重視派の論争は、最終的に折衷的な形で落ち着いたとされる。さらに、上記の手引書からは、民衆の歴史を語る史料性のある民謡を重視する歴史学的態度を従来の「未刊行史料集成」事業から継承していることが窺える一方、従来はあまり取り組まれていなかった、現在の民衆の習俗を窺わせる民謡の記録にも踏み出していることが看取され、フォルトゥール調査は、歴史学的な関心を基調としながらも、新たな民謡像の方向性も示唆していたことが指摘される。

第2章では、フォルトゥール調査の全国的な調査網の様相が考察される。「未刊行史料集成」事業を担った歴史研究委員会は、1834年に創設され、改組を繰り返して第二帝政期に至るが、その基本構造は創設以来変わらず、正委員（例会での議決権を独占的に持ち、首脳部として地方在住の委員たちに指示を出す）、地方委員（例会への出席資格を有するも議決権を持たない）、通信委員（例会への出席を許されず通信のみで事業に参加する）からなるピラミッド構造を特徴としていたことが示される。しかし、地方委員や通信委員は、必ずしも全員がパリの本部から出る指示通りに活動するとは限らず、彼らは、各自の専門分野に応じて、歴史研究委員会で手がける複数の史料収集のテーマの中から自分が参加する事業を選択する自由を持っており、それゆえに歴史研究委員会の事業の進捗状況は地方委員・通信委員の関心の傾向や意欲に大きく依存するのが実態であったことが強調される。フォルトゥール調査でも、民謡報告を提出したのは、地方委員・通信委員の4分の1程度に留まり、民謡収集に協力しなかった委員の多くは、歴史学や考古学の分野で募集された他の事業に取り組んだことが指摘される。フォルトゥールは、もはや地方委員・通信委員のみに頼らず、全国の地方学術団体の会員を歴史研究委員会の「補充要員」と新たに位置づけ、民謡収集に動員する方針を打ち出して、調査網の裾野を拡大させた。こうして、1850年代以降、歴史研究委員会は多くの地方学術団体会員との関係の構築を進

めていったことが明らかにされる。ただ、フォルトゥール調査が行われた 1850 年代においては、一部の研究が描き出すような、中央集権的な歴史研究委員会が地方学術団体を掌握するというイメージは当てはまらないことを清水氏は強調する。この時期までの歴史研究委員会は、地方学術団体を管理するための組織ではなく、未刊行史料集成という共同研究を行う全国の研究者間のネットワークと見るべきであると指摘される。

第 3 章と第 4 章では、フォルトゥール調査に協力した地方在住の研究者らの地域意識の形成過程において民謡収集の果たした役割という問題が論じられる。そのうち第 3 章では、まず国境を隔てた地域と言語や文化を共有している国境地域に着目して、そのうちでもフラン西語圏に属するフランス・フランドル地方を取り上げている。そして、同地方の研究者たちの中でも民謡収集事業を牽引した者として、ルイ・ド・ベックルとエドモン・ド・クスマケルの 2 人に焦点が当てられる。両者がパリの歴史研究委員会の本部と交わした書簡や彼らの著作の分析から、両者ともに、アンシアン・レジームの王権やフランス革命後の政府が行ってきたフランス語浸透策を地方言語抑圧と見なして非難したが、フランスへの帰属意識は明らかに持っており、両者は、言語的・文化的多様性を尊重して、緩やかに統合するようなフランスの姿を理想とする国家観を共有していたことが明らかにされる。だが、両者の間に違いもあることが指摘される。ベックルは、民謡調査を通じて、フランス・フランドル地方とオランダやベルギーといった諸外国との言語的・文化的共通性を強調し、フランス・フランドル地方の属する文化圏の偉大さを主張することに熱意を注いで、フランス国内で唯一のフランドル語圏としての自負を掲げた。これに対し、クスマケルは、フランス・フランドル地方の民謡と国外の同一言語圏の民謡との間には発音・表現・旋律などに歴然たる違いがあると両者の差異を強調し、ベルギーやオランダの民謡は本来持っていた特有の要素を変質させてしまったのに、唯一フランス・フランドル地方では、17 世紀にフランス領とされたのが幸いして、原初の発音や旋律が守り継がれていると考えた。こうした違いはあれ、両者ともに、フランス国内だけでなく、国外の同一言語圏との関係について考察する中で、フランス・フランドル地方に生きる人間としてのアイデンティティを確固たるものにしていったのであり、その際に民謡が、彼らにとって、同地方の固有性の一種の根拠としての役割を果たしたとの考察が提示される。

第 4 章では、フランス語およびその方言が主に住民の会話に用いられていたフランス語圏の民謡収集が取り上げられる。その際、フランス語圏の範囲は、1860 年代のデュリュイ公教育大臣の時に行われた全国言語調査に基づいて定められている。また、フォルトゥールは、歴史研究委員会の地方委員・通信委員からの調査報告が思うように集まらなかつた状況に対処するために、小学校教師や初等視学官を組織的に動員して、大学区長の下で民謡収集に当たらせたことが述べられており、本章では、大学区長・初等視学官・小学校教師の報告書も史料として多用されている。本章の主要な論点は、以下の 3 点に要約される。第 1 に、フランス語圏における民謡収集では、民謡が地域の文化的起源を体現するという歴史的関心が比較的希薄で、代わってフランス語圏の地域の研究者らの関心を集めたのは、農村民衆の習俗であったという点である。第 2 に、フランス語圏における民謡収集では、習俗の特徴を細かに観察し、コムーヌ（町村）ごとの差異を検出して、各コムーヌの固有性を強調するという特徴が見られるという点である。つまり、フランス語圏での民謡収集から見ると、地域意識は、コムーヌを単位とする狭小なまとまりごとに地域的固有

性が細分化される形で認識されていたというのである。第3に、フランス語圏の民謡報告では、民謡を「文明」あるいは「近代」に抗する地域固有の「伝統」として捉える言説が顕著であるという点である。フランス・フランドル地方のような方言語圏について見られた「国家」と「地域」との対抗関係に換わって、フランス語圏では、農村民衆の習俗の観察を基に、「伝統」と「近代」との対抗関係が主軸をなしていたとの考察が提示される。

「むすびに」では、全体の要約が行われるとともに、今後の研究の課題と展望が述べられている。今後の課題と展望として、フランス語圏における研究者たちのアイデンティティの追究、他の方言語圏とフランス・フランドル地方との比較、フォルトゥール調査が第二帝政下に実施されたことの意味、フランスと地域のあるべき関係（国家観）の捉え方について後の時代との連関の検証、19世紀にフランス政府が行った一連の文化遺産保存政策の包括的な把握があげられている。

### 【論文の評価と審査の概要】

本論文の評価すべき点として審査委員からは以下の諸点があげられた。

(1) 19世紀フランスの諸体制下で政府によって進められた「未刊行史料集成」の事業は、歴史学がほとんど顧みることのなかった領野であり、その事業の一環であるフォルトゥール調査についての本論文は、同調査についての日本で初めての本格的な歴史学研究であるばかりでなく、世界的に見ても貴重な成果であり、その学術的価値は非常に高い。

(2) フォルトゥール調査で収集された民謡は複数の先行研究で参照されているが、フォルトゥール調査を主導した中央の公教育省歴史研究委員会と地方委員・通信委員、あるいは大学区長・初等視学官・小学校教師などとのやり取りの様子を伝える書簡類を主たる史料として、民謡そのものではなくその調査活動を研究対象とするというのは従来にないアプローチであり、フォルトゥール調査、ひいては「未刊行史料集成」事業についての研究に新たな視野を切り拓くものである。こうしたアプローチを探ることによって、民謡調査網の具体的な検討が初めて可能となった。歴史研究委員会の地方委員・通信委員は、必ずしも全員がパリの本部から出る指示通りに活動することは限らず、委員会の実施する諸事業の中から、各人の裁量で各自が研究協力をする事業を選択する自由を持つなど、自立性を確保していたことを実証的に明らかにしたことは、高く評価できる。

(3) 研究史がよく整理されたうえで問題設定がなされ、大量の史料の実に緻密な読解に基づいて、19世紀フランスの地域意識の形成を考えようとする手続きは妥当であり、成功していると言える。とくに、方言語圏とフランス語圏の民謡収集をめぐる地域意識の差異を明らかにした点は、これまでにない成果であり、高く評価される。フラン西語圏におけるベックルとクスマケルの比較は大変興味深いものであり、方言語圏におけるアイデンティティの考察にとって有益な事例を提供している。

一方で本論文のいくつかの問題点や課題も審査委員から指摘された。それらのうち、とくに重要なものを以下に示す。

(1) 国家事業として遂行されたフォルトゥール調査では、それぞれの地域の事情を考慮せずに、いわば「大所高所」から一方的に地域の文化遺産を「収集」する、中央権力とアカデミズムの姿が見てとれる。こうした中央権力とアカデミズムの問題性、言い換えれば、一方的に「上から」地域の文化遺産を「収集」することに伴う権力性・政治性を議論の前

提とする必要があったのではないか。

(2) ブルターニュ地方については、フォルトゥール調査に関する浩瀚な資料集兼研究書が刊行されている。清水氏は、「はじめに」でこの書物に触れてはいるが、もっと利用して、フランス・フランドル地方とブルターニュ地方の比較を行なえば、さらに興味深い論文になっただろう。

(3) フランス語圏とフランマン語圏は、操作概念として提起されたのに、結局は実体概念として使われているのではないか。方法的な手続き・枠組みには、より慎重になった方がよい。

(4) フォルトゥール調査を通じて、全体で何が明らかになり、その後の民謡研究にいかなる貢献をし、いかに評価されたのか、つまり民謡研究の中でフォルトゥール調査がどう位置づけられるかについての考察が欲しかった。

(5) 研究の視野を、第二帝政史の研究、国民国家形成史の研究という分野まで押し及ぼすことが望まれる。これは、実証的な研究というよりは、フランスの19世紀をどう捉えるかという歴史像構築の問題で、こうした問題とも取り組んで欲しい。

このように、各審査委員から論文の問題点と今後の課題が指摘されたが、これらはいずれも清水氏の論文の意義を高く評価したうえでのものであり、建設的な提言ばかりである。これらの質疑に対する清水氏の応答は的確であり、氏が自身の研究をその問題点も含めてよく理解していることを窺わせ、今後の研究を着実に発展させる力量も感じさせるものであった。

以上述べたように、本審査委員会は、学位審査論文の内容、ならびに最終試験の結果により総合的に検討した結果、全員一致で清水祐美子氏に博士（学術）の学位を授与することがふさわしいと判断した。